

三宅島の現状 (その92)

平成16年12月15日
三宅村現地本部 (三宅島)

【気象及び火山活動状況】 11月26日～12月10日

今期間の気象状況は、移動性の高気圧に覆われ晴れの日が多くなりましたが、12月4～5日にかけて低気圧の通過の影響で風雨が強まりました。測候所で総降水量63.5mm、最大瞬間風速34.7m/sを観測し、暴風・波浪警報及び大雨注意報が発表されました。

火山の活動状況は、11月30日に小規模な噴火があり、灰色の噴煙が火口上300mまで上がり、少量の降灰を確認しました。この小規模な噴火は、2002年11月24日以来2年ぶりの発生となりました。その後も12月2、8、9日に小噴火が発生しています。また、12月2日の小噴火では空振を伴った振幅のやや大きな低周波地震が発生し、神着、坪田でそれぞれ震度1を観測しました。

火山ガス(SO₂)放出量の観測については、今期間は行っていません。期間中の島内ガス濃度(SO₂)は、11月29日に三宅村役場で最大4.5ppmを観測しました(東京都環境局観測)。

【村民の受入準備状況その1】

平成12年9月の全島避難以来、関係機関の努力により機能維持が図られてきた、電気、電話、水道などのライフラインは、来年2月の避難指示解除により村民の皆さんが帰島した際には、すぐにサービス提供が再開できるよう準備が整っています。

また、宅地内に積んであった火山灰の土のうは、大半の搬出が完了し、今後は、廃家電に加え廃自動車の搬出も順次行われることとなっており、集落内の環境も帰島までにはきれいになり、受入準備が整います。

次回は、村営住宅や学校、保育園、診療所などの状況についてお知らせします。

【滞在型および日帰り帰宅の実績】

(1) 滞在型帰宅事業の実績

阿古地区

11月29日から12月	5日	5泊	参加数	31世帯	47名
29日から12月	2日	2泊	参加数	35世帯	49名
12月1日から12月	4日	2泊	参加数	39世帯	52名
12月3日から12月	5日	1泊	参加数	40世帯	61名

坪田地区

12月	6日から	12日	5泊	参加数	37世帯	58名
	6日から	9日	2泊	参加数	33世帯	51名
	8日から	11日	2泊	参加数	29世帯	42名
	10日から	12日	1泊	参加数	32世帯	45名

(2) 日帰り帰宅事業の実績

阿古地区

12月	1日	参加数	7世帯	10名
	3日	参加数	18世帯	22名

坪田地区

12月	8日	参加数	15世帯	20名
12月	10日	参加数	18世帯	27名

16三新総発第220号

平成16年12月10日

村民各位

東京都三宅島三宅村長 平野 祐 康

(公 印 省 略)

第5回義援金配分のお知らせ

寒冷の候、村民各位におかれましては、4年を超える避難生活を余儀なくされ、大変ご苦勞の多い日々をお過ごしのことと存じます。

さて、村では、全国の皆様方からいただいた義援金について、三宅村義援金配分委員会の意見をお聞きし、引越の準備等に要する経費として、第5回目の配分を決定いたしました。

詳細は、裏面のとおりですので、同封の「第5回義援金受取方法届出書」に漏れなくご記入のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

なお、配分期間中については、

(1) 帰島準備に伴う各種申請手続による窓口の混乱

(2) 三宅村新宿総合事務所及び三宅村立川事務所の閉鎖等

が予想されるため、今回の現金配分は三宅村東京事務所のみとさせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(裏 面)

- 1 配分方法 世帯割と人口割の併用及び見舞金
- 2 配分金額 世帯割：9万円／一世帯あたり
人口割：12万円／一人あたり
見舞金：12万円／一人あたり
- 3 対象者 ① 平成16年4月1日現在、住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている方
② 平成16年4月2日から配分決定日（平成16年12月8日）までの間に、婚姻により転入した方及び出生した方
③ 前回基準日（平成13年10月30日）から平成16年3月31日までの間に死亡された方（見舞金）
- 4 支払方法 口座振替及び現金
- 5 支払開始時期 平成16年12月中旬以降を予定
- 6 その他 ① 現金による配分については、準備の都合上、平成17年1月以降の支払いとなりますのでご了承願います。

問合せ先 三宅村総務課庶務係

電話 03-5320-7824（三宅村新宿総合事務所開設中）

※ 三宅村新宿総合事務所閉鎖後の連絡先については、決まり次第広報等でご連絡いたします。

平成16年12月15日

三宅村

高濃度地区住民説明会について

薄木地区・栗辺地区・沖ヶ平地区・三池地区・御子敷地区に居住していた方を対象に下記のとおり住民説明会を開催します。

対象となる方には別途通知をしておりますが、他の地区に居住していた方等で説明会の傍聴をご希望の方は、当日、会場にて受付をいたします。

記

日 時 平成16年12月23日(木)
10:00~12:00

会 場 東京都庁 第1庁舎5階 大会議場

※テロ防止対策のため、土日の都庁入庁に際して身分証明書の提示を求められる場合があるので、念のため島民証明書・免許証などをご持参ください。

問合せ先
三宅村帰島対策課
電話 03-5320-7825

三宅村議会だより

臨時号 発行／三宅村議会
平成十六年十二月十五日発行
新宿区西新宿二の八の一
三宅村新宿総合事務所内
電話 〇三五三二〇七八三九

噴火災害対策特別

委員会が現地視察

天候不良のため二度の延期を余儀なくされていた、三宅島噴火災害対策特別委員会の現地視察を、十一月二十九日・三十日に行ないました。

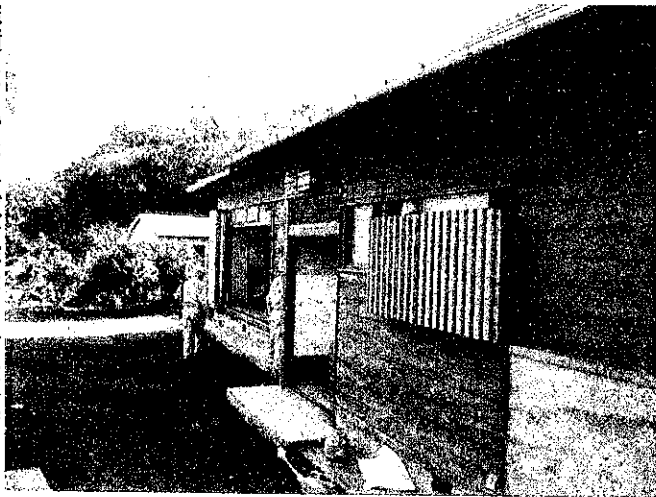
今回は、帰島に向けての村営住宅復旧事業や、堆積土砂排除事業等、各復旧整備事業の進捗状況を調査確認することが目的で行なわれ、次の場所を重点に視察しました。

- 坪田地区堆積土砂除去・村営住宅建設現場
- 阿古地区堆積土砂除去・村営住宅建設現場・役場仮庁舎(阿古中学校)
- 伊ヶ谷地区堆積土砂除去・村営住宅建設現場
- 伊豆地区堆積土砂除去・村営住宅建設現場・三宅小学校・三宅中学校・みやげ保育園
- 神着地区堆積土砂除去・村営住宅建設現場・中央診療所・医師住宅

堆積土砂排除事業

視察した主な災害復旧事業の進捗状況は次のとおりです。

各戸に土嚢づめにされていた火山灰については、順次除去作業が行なわれている様子が確認できたが、行程に遅れがある模様。



堆積していた土砂が除去された住宅

村営住宅災害復旧

及び新築工事

村営住宅の災害復旧事業については、①修復(リフォーム) ②建替え ③新築 による整備が行なわれるが、工事発注・契約締結の遅れも含め、事業全体に工事の進捗状況にばらつきが見られた。

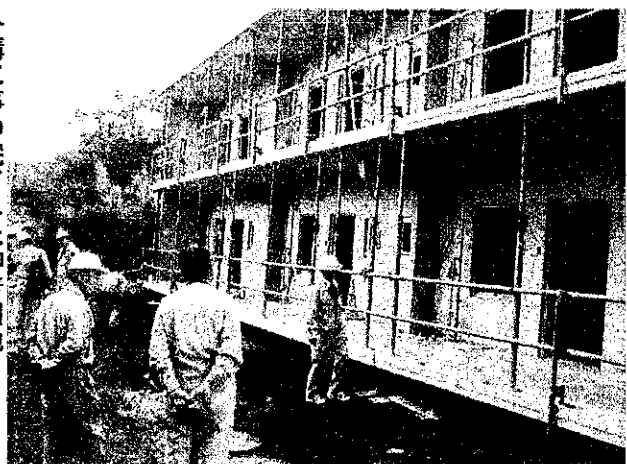
今回、多くの住宅建設で導入されているPC工法により、今後順調に工事が進捗するものと思われる。特にプレキャストコンクリート材が順調に納入されていることは、今後の工事進捗に明るい材料である。

反面、RC工法による住宅建設については、大型機械の搬入が困難な場所であるため、工期内での建設完了が危ぶまれる。村民が帰島して入居する際に支障のないよう、行政に対応を求めたい。

住宅建物の外構工事が概ね完了していた箇所

- 神着団地(六戸)
- 阿古団地(十四戸)
- 坪田団地(十四戸)
- 清水ヶ原団地(三戸)

- 焼場団地(四戸)
- 坊田第二団地(十戸)



外構工事の完了した神着団地

基礎工事が工事中の箇所

- 二島第一団地(八戸)

整地のみ終了している箇所

- 焼場第二団地(六戸)
- 坊田第三団地(五戸)
- 長沢第二団地(十戸)
- 矢玉団地(八戸)
- 二島第一団地(八戸)
- 二島第二団地(十八戸)

建替えのための旧住宅の取り壊しが終了していない箇所

- 湯舟団地(八戸)

三宅小・中学校

災害復旧工事

来年四月の学校再開に向け、三宅中では脱硫装置の配管を設置中。また水泳プールも清掃作業が進んでいた。三宅小は工事準備の段階であった。



廊下の天井に脱硫装置の配管(三宅中)

都議会厚生委員会との懇談会を行ないました

東京都議会厚生委員会(前島信次郎委員長)による三宅島管内視察が同日(三十日)行なわれていました。この際、三宅村

活動火山対策避難施設にて委員の方々と懇談する機会を設けていただきました。

三宅村議会としては、次の三点の事項について重点要望し、意見交換を行ないました。

①第四回定例都議会において審議される(東京都三宅島被害被災者帰島生活再建支援条例)の概要では、支給対象が帰島後に居住する世帯家屋を対象としており、高濃度地区に設定される地域は対象外となっております。しかし、家屋修繕等の保全是他地域と同様に行なわれることから、公平性を欠くだけでなく、本地域の居住者の復興意欲にも影響が及ぶ可能性があります。よって同事業にこだわらず、何らかの支援事業により同地域の救援策を講じられるようにしていただきたい。

②特別養護老人ホームの再開は高齢者対策の大きな柱でもあります。是非とも財政的な支援をお願いいたします。

③被災者再建支援法の廃屋解体・撤去・整地費用(最大百三十万円)は、その場所において家屋を建替え(再建)することが前提となっております。これら

解体費用を村民の個人負担とすることは財政的にも非常に厳しく、放置される家屋が多く発生することが想定され、これを放置しておくことは防災や安全対策の観点からも二次被害が発生する可能性があります。よって建替え(再建)の有無に関係なく、家屋解体に関する費用の支給ができるよう、東京都からも国に要請していただきたい。

この他、意見交換で出された要望は次のとおり。

○「高濃度地区」住民に用意された村営住宅の家賃免除を村に要請していますが、都においても財政的な支援をお願いしたい。

○現在、特養ホームは村と法人が再開に向け協議しています。また高齢化が進み、特に独居老人が増えており、この人たちをケアする施設が帰島後は必要になってきます。これらに対するご支援をお願いします。

○山腹の大半の樹木が火山ガスの被害で枯損状態にあり、二次災害も懸念されます。緑化事業、枯損木処理など、都の研究・支援をお願いします。

○火山ガスと降灰、長期の島外

避難のため農地と施設の荒廃は著しく、高齢者が大半を占める農業者に今後過大な投資を求めるとは問題です。そこで大型のハウスを建設して個々の農家に貸与する方法について、特段の配慮をお願いしたいと思います。

これらの発言に対して、前島厚生委員長より、「いま出された諸課題について持ち帰り、都議会に報告したい」とする旨の心強い応答がありました。

【編集後記】

今月一日から開会されている都議会第四回定例会では、島民の帰島支援のための、「東京都三宅島被害被災者帰島生活再建支援条例」が審議されています。本号がお手元に届く頃には、この条例が可決されているものと思えます。

本議会だよりは経費節減のため議員の手作りでお届けしております。引き続き、お気付きの点等ございましたら、ご意見・ご感想をお聞かせください。

議会だより編集委員会

寺本恒夫

佐久間達己

浅沼徳広

平成16年12月13日

三宅村地域整備課

三宅島島内における各家庭等の廃棄物処理について

初冬の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて先般お知らせいたしました廃家電・廃家財・解体家屋廃材等の処理については、事務手続き等の都合により回収業務が遅れており、村民の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしておりますことをお詫び申し上げます。

現在事務手続きも整い、搬出済みの各家庭・道路等の廃棄物については、平成17年1月中に回収・搬出処理をいたします。また、避難指示解除後の各家庭から出される廃棄物の搬出方法については、おって広報等でお知らせいたします。

今後とも三宅村における廃棄物処理について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

三宅村地域整備課環境衛生係

電話 03-5320-7846

三宅島に、空き家をお持ちの方へ

〔貸家として住宅を提供して下さる方を募集します。〕

（ただし、高濃度地区の住宅については対象外といたします。）

三宅島への帰島が迫ってまいりました。

村では、三宅島に帰島される方に貸家として住宅を提供して下さる方を登録していただき、借主の方に情報提供をしたいと考えております。

帰島を予定していて住宅に困る方のために、ぜひ 情報をお寄せください。

お待ちしております。

「情報提供先」

三宅村新宿総合事務所 地域整備課 管理係

電話 03-5320-7844

FAX 03-5388-1602

お知らせ

七島信用組合の三宅島現地営業開始について

平成12年9月4日午前11時を以って臨時休業となっていました三宅島支店につきましては、三宅島の帰島に対する基本方針発表から準備致してまいりましたが、下記の日程を以って復旧関連協力事業として再開できることとなりました。また都内浜松町の仮店舗営業は三宅島の避難指示解除日以降の状況を確認の上閉鎖決定と致します。それまでの期間については今まで通りの営業と致します。

1. 三宅島店舗営業開始日時 平成16年12月13日(月)午前9時

2. 営業時間
窓口業務 平日 午前9時より午後3時
A T M 平日 午前9時より午後5時
(土・日・祝祭日は全て休業と致します。)

(平成16年12月28日より17年1月3日までは休業となります)

3. 全島避難解除までの営業内容

- * A T M (現金自動預入・支払機) 2台稼動
(ご預金のご入金・ご出金・通帳ご記帳の他に現金(紙幣・硬貨)による振込・キャッシュカードによる振込のお取扱いが可能です。)
- * 窓口業務
(基本的には、集金業務等はありません)

避難先での当組合キャッシュカードによる入金・出金の手数料無料扱い取引について
七島信用組合のキャッシュカードは「セブンイレブンとイトーヨーカドー」にある
アイワイバンク銀行ATMでの「預入及び払出」取引手数料は無料となります。

(祝祭日取引及び時間帯によって有料取引も御座います、詳しくは営業店までご連絡ください。)

七島信用組合 三宅島支店
(三宅村指定金融機関)

島内 TEL04994-2-0081 島内 FAX04994-2-0084
仮店舗 TEL03-5405-9568 仮店舗 FAX03-5405-9584